

福祉サービス第三者評価の結果

令和7年3月14日提出（評価機関→推進委員会）



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称 (施設名)	青森県立子ども自立センターみらい	種 別	児童自立支援施設		
代表者氏名 (管理者)	所長 日野 智之	開 設 年月日	昭和23年4月1日		
設置主体 (法人名称)	青森県	定 員	(暫定) 11名	利用人数	11名
所 在 地	〒030-0134 青森県青森市大字合子沢字松森265				
連絡先電話	017-738-2043	FAX番号	017-738-2046		
ホームページアドレス	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kodomo/mirai/2008-0626-1036-418.html				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数	受審履歴			
	4回	平成24年度、平成27年度、平成30年度、令和3年度			

(2) 基本情報 ※必要に応じて写真等追加可能

理念・基本方針	<p><施設運営理念></p> <ol style="list-style-type: none"> 子どもたちが安心して生活できる施設にします。 職員が、安心して働くことができる施設にします。 いっしょに、安心して学び合う施設にします。 <p><施設運営基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 集団における人間関係を通して、大切にされる体験を積み重ね、規則的な日常生活の心地よさを体得させます。 日課や行事等あらゆる生活活動場面の中で、すべての職員によって、一般常識や生活技術、社会生活や学校生活上必要な人格形成、対人関係の作り方などを習得させます。 自己生活活動面と社会生活活動面、問題行動面について、客観的な個別評価を定期的に行い、達成目標をいっしょに考えながら、子どもの成長に見合った支援をします。 職員は、子どもにとって最良の支援を行うために、常に自己研鑽に努め、資質や専門性を向上させます。 				
	サービス内容（事業内容）		施設の主な行事		
	自立支援活動、生活指導、作業指導、クラブ活動、選択教科活動、学習指導		入学式、清掃活動、修学旅行、炊事遠足、東北・北海道野球大会、水泳教室、意見発表会、柔道大会、臨海学校、運動会、文化祭（作品展示・学芸会・模擬店）、クリスマス会、アルペンスキー教室、卒業式、卒業を祝う会、誕生会等		

その他特徴的な取組	<p>当施設は、明治42年に県立感化院新城学園として創設され、その後、少年救護法施行に伴い「少年救護院」となり、児童福祉法施行に伴い「救護院」に変わり、平成9年の児童福祉法改正に伴って、「児童自立支援施設」として「青森県立子ども自立センターみらい」へと名称が変更され、現在に至っています。</p> <p>また、平成11年に「青森市立横内小中学校合子沢分教室」が併設されたことにより、教師と施設職員の十分な連携と情報共有、子どもに寄り添うことを基本として、きめ細やかな支援が実践されていることが特徴です。さらに、毎年度実施している「自己評価」の結果を真摯に受け止め、「第三者評価結果等改善委員会」を設置し、課題解決や改善策の検討など、支援の質の向上について、前向きに取り組んでいます。</p>
-----------	---

居室概要	居室以外の施設整備の概要		
<p>1階：所長室、職員室、事務室、分教室職員室、医務室、ロッカー室、トイレ、面談室、物品庫、パソコン室、会議室、データ処理室、音楽室、物置、湯沸室、体育館等</p> <p>2階：教材室、美術室、理科室、教室5、トイレ、物置</p>	<p>児童居室10、指導室3、浴室2、洗面所2、物品庫1、静養室2、リフレッシュルーム1、乾燥室2、洗濯室、食品庫、機械室、下足室、自習室、リネン室、医務室、調理室、食堂、休憩室、トイレ、ホール等</p>		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
所長	1 常勤 0 非常勤	技能技師（調理員）	3 常勤 0 非常勤
総務課長	1 常勤 0 非常勤	非常勤技能員（調理補助）	0 常勤 1 非常勤
指導課長	1 常勤 0 非常勤	技能技師（運転技能員）	1 常勤 0 非常勤
主幹	4 常勤 0 非常勤	児童自立支援労務員	0 常勤 1 非常勤
主査	3 常勤 0 非常勤	講師	0 常勤 1 非常勤
主任専門員	1 常勤 0 非常勤	嘱託医	0 常勤 2 非常勤
主事	7 常勤 0 非常勤	業務当直員	0 常勤 12 非常勤
		非常勤労務員	0 常勤 1 非常勤
		非常勤事務員	0 常勤 1 非常勤

2 評価結果総評

<p>◎特に評価の高い点</p> <p>●福祉サービスの質の向上のための組織的な取組 福祉サービスの質の向上のため、第三者評価等改善委員会及び自己評価実施委員会を設置し、評価の分析、検討、改善を図り、積極的に取り組んでいます。委員会で協議された内容は会議等において職員間で共有・検討されており、抽出された課題は中・長期計画、事業計画等に反映されています。PDCAサイクルに沿った、組織的な取組が行われています。</p> <p>●県と連携しての施設運営 施設の課題の把握に努め、「青森県立子ども自立センターみらい中・長期計画」及び「青森県立子ども自立センターみらいの現状と課題」を作成し、施設の運営について県担当課と連携し検討がなされています。今後は施設の建て替えも予定されているとのことであり、課題への取り組み方、設備・機能面への反映についての検討が行われています。子どもの最善の利益と地域のニーズに応じたものとなることを大いに期待します。</p> <p>●分教室、原籍校との連携と学習支援 同一敷地内に分教室があり、連携がスムーズに行われる環境にあります。施設と分教室は毎朝の職員朝会、職員会議、連絡会議等のほか、毎日の授業へ施設職員の見守りにより密に情報共有が行われています。また、原籍校とも会議や行事等を通じて、退所後の支援を見据えて子どもの現況を情報共有できるよう連携が図られています。学習支援のために大学生のボランティアを活用しており、近年は子どもの学力の伸びが顕著となっています。</p>
--

◎改善を求められる点

●苦情解決に関する第三者委員の活用

苦情箱の呼称をアンケートにより「みらいBOX」と変更し増設する取組や、その過程での子どもの権利に関する理解促進を図る取組が行われています。しかし、苦情解決に関しての第三者委員会の開催はないとのことでした。今後は苦情解決の仕組みを有効活用するため、苦情の有無に関わらず委員会を開催する機会を持ち、支援の質の向上のため第三者委員にも意見を求めてみてはいかがでしょうか。

●社会資源の利用促進

行事等により地域との交流には努められていますが、今後は子どもの個々のニーズに応じ、買い物や通院等日常的な活動についても地域における社会資源の利用機会を増やしていけるとな良いでしょう。また、進路支援の面においても、地域における社会資源と連携した職場体験等を含め、子どものニーズに応じた社会経験が積めるよう配慮した体制の構築が期待されます。

●福祉人材の確保

必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立しています。人員体制については計画に沿って県担当課に要望を提出、協議しており、福祉職の配置により支援力の向上に繋がっています。しかし、時に欠員カバーが必要となり、職員の負担感が大きい部分もあるようですので、ワークライフバランスへの一層の配慮と、弾力的な運用を可能とするため、余裕のある職員配置が望まれます。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

総評中高い評価をいただいた点については、質の維持と更なる向上を目指したいと考えます。

総評中改善を求められた点については、「子どもの権利擁護」の視点（アドボカシー）に立った取り組みを進めていくとともに、ワークライフバランスに配慮した弾力的な運営体制の構築に努めて参ります。

個別の項目に係る提案事項については、児童自立支援施設の特性、入所児童の特性・ニーズ及び財政状況等を勘案しながら改善に努めて参ります。

現在、老朽化した施設の改築を検討していますが、今回の評価結果を踏まえつつ、支援の質向上に繋がる提案を行っていきたいと考えます。

評価機関	名 称	公益社団法人 青森県社会福祉士会
	所 在 地	青森市中央三丁目20番30号
	事業所との契約日	令和6年9月17日
	評価実施期間	令和6年9月17日～令和7年1月16日
	事業所への調査結果の報告	令和7年2月28日

第三者評価結果（児童自立支援施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設運営理念・施設運営基本方針が明文化され、子ども、保護者に配布される「しおり」、施設パンフレット、「業務概要」に記載されているほか、ホームページでも公表されています。また、施設内の複数箇所に掲示されています。周知のための取組として、子ども、保護者には入所時に「しおり」を使用して説明し、職員には初任者研修、職員会議時等に説明しています。地域住民や関係機関に対しても、地域の防犯、防災等に関する活動に参加する中で、理解促進に努めています。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>社会福祉事業全体の動向や環境等について、県担当課と連携し、国から発信される情報の把握、分析を行っています。また、全国児童自立支援施設協議会、東北・北海道地区児童自立支援施設協議会に加盟し、協議会主催の会議、研修会への参加や各種調査結果報告等による情報収集に努めています。各種機関誌等も活用しています。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p>		

経営課題を明確にするために、把握した情報やデータの分析結果を「青森県立子ども自立センターみらい中・長期計画」（以下、「中・長期計画」という。）に盛り込んでいます。また、「青森県立子ども自立センターみらいの現状と課題」を作成し、課題を文書化したうえで、令和5年度までは「あり方検討会」を開催し、課題に応じた県への人事・予算要望を行っていました。今年度は、今後予定されている施設の建て替えに向け、課題への取組み方、設備・機能面への反映についてなど検討が行われているとのことでした。今後の取組が、職員への課題周知や意見聴取のうえで、子どもの最善の利益と地域のニーズに応じたものとなることを期待します。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—（1）中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I—3—（1）—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針の実現に向けて、県担当課とともにビジョンを策定しているほか、それらの実現に向けて、中・長期計画も策定しています。計画には、施設・設備面での課題、職員体制の課題、児童の質の変化や人材育成（資質、専門性の向上）等について示されています。現在の中・長期計画は令和2年度から6年度の5年間のものであり、現在は見直し時期となっているため、次期中・長期計画の策定に向けた取組が進められています。</p>		
5	I—3—（1）—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画が策定され、毎年度作成されている「業務概要」に、前年度の振り返り、統計資料等とともに掲載されています。その内容は、当該年度の基本方針を定めるとともに、各担当職員が児童の自立支援の目的を明確にしつつ、自立支援活動、学習指導、作業指導、課題活動等広範にわたっています。「事業概要」はホームページでも公表されています。</p>		
I—3—（2）事業計画が適切に策定されている。		
6	I—3—（2）—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>単年度の事業計画は、会議等で意見を諮るとともに、起案による合議形式で職員参画のもと策定され、4月の職員会議で周知されています。また、策定された事業や行事の実施に当たって、各寮の担当者会議、幹部職員の連絡会議、職員会議で事前協議が行われ、内容について確認・検討をしています。さらに、実施後の課題についても話し合わせ、次期計画に繋げています。</p>		
7	I—3—（2）—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>事業計画は、入所時に子ども・保護者へ「しおり」を用いて説明しています。また、子どもには毎月の寮の話し合いにおいても周知を図っています。保護者に対しては、行事の後に児童相談所も交えて面談の機会を持つなどして、施設の取組を知ってもらうことができるよう努めています。今後、内容によっては子ども、保護者の意見を計画に取り込める部分がないか、検討してみたいかがでしょうか。</p>
--

I—4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>3年に1度、定期的に福祉サービス第三者評価を受審しており、第三者評価がない年は自己評価を行っています。また、第三者評価等改善委員会及び自己評価実施委員会を設置し、評価の分析、検討、改善を図っています。PDCA サイクルに沿った支援の質の向上のための仕組みが作られ、積極的に取組まれています。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>第三者評価等改善委員会及び自己評価実施委員会を設置し、評価の分析、検討、改善を図っています。委員会で協議された内容は月1回の職員会議においても共有・検討されています。抽出された課題は中・長期計画、事業計画へも反映されており、PDCA サイクルに沿った取組が行われています。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>所長は、施設の経営・管理に関する方針と取組を明確にしているほか、自らの役割と責任についても「事務分担表」の中に明示しています。有事の際の役割と責任についても、不在時の権限委任等を含めて「安全計画」内に整理された要綱やマニュアルに示し、周知を図っています。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組	a・b・c

	を行っている。	
<p><コメント></p> <p>所長は、児童自立支援施設協議会の主催する研修・会議等に参加し、遵守すべき法令等に関する必要な情報を得るよう努めています。また、毎月の職員会議等で綱紀粛正、法令遵守、服務規律の徹底や児童の安全確保、被措置児童等の虐待防止等、組織として必要な事項について説明・指示をしています。さらに、法令遵守に関する職員研修の実施や、必要な資料のデータでの共有もなされています。取引事業者との適正な関係についても保持しています。</p>		
<p>Ⅱ—1—(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	Ⅱ—1—(2) —① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>所長は、第三者評価及び自己評価の結果や、月1回の利用者アンケート、職員朝会・児童朝会等を通じて、施設内の状況把握に努めています。また、子どもの状態などを観察しながら、養育・支援の質に関する課題を把握し、必要に応じて「第三者評価等改善委員会」の招集や、会議等での課題への対応協議を実施するなど、支援の質の向上に意欲を持ち、指導力を発揮しています。</p>		
13	Ⅱ—1—(2) —② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>所長は、「青森県立子ども自立センターみらいの現状と課題」を取りまとめ、経営の改善や業務の実効性を高めるために施設内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画しています。また、施設運営に当たっては内部努力を行いながら、財務、人事等について、県担当課と課題の共有、折衝、要望を行っています。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>Ⅱ—2—(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	Ⅱ—2—(1) —① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立しています。人員体制については計画に沿って県担当課に要望を提出、協議しており、福祉職の配置により支援力の向上に繋がっています。しかし、時に欠員カバーが必要となり、職員の負担感が大きい部分もあるようですので、ワークライフバランスへの一層の配慮と、弾力的な運用を可能とするため、余裕のある職員配置が望まれます。</p>		
15	Ⅱ—2—(1) —② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人事管理は、県が主体となり「青森県人材育成方針」に基づいて行われています。また、</p>		

<p>県の「人事評価実施マニュアル」に基づき能力評価、業績評価を実施しています。県が示している「青森県が求める人材」とともに、施設としても「期待する職員像」を施設運営基本方針や「子ども自立センターみらいの現状と課題」の中にまとめ、職員に周知を図っています。</p>		
<p>Ⅱ－２－（２） 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	Ⅱ－２－（２）－① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員の有給休暇の取得状況は概ね四半期ごとに、時間外労働は毎月確認されています。また、職員の就業状況や意向を把握するために、定期的な面談も行われています。固定的な時間外勤務の削減、年次休暇・育児休暇の取得推奨、夏季休暇の全職員取得等、ワークライフバランスへの配慮に取り組んでいます。より働きやすい職場づくりのため、人員体制の充実が図られるとなお良いでしょう。</p>		
<p>Ⅱ－２－（３） 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ－２－（３）－① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「期待する職員像」を示すとともに、人事評価制度を整備し「人事評価実施マニュアル」に沿った運用がなされているほか、必要に応じて所長、課長が随時面談を行っています。研修受講履歴などが記載された「研修カード」を個人ごとに作成し、職員の資質や職務執行能力の向上を図っています。</p>		
18	Ⅱ－２－（３）－② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「職員研修管理要領」が定められ、策定された研修計画に基づき福祉人材の育成が実施されています。職員は、配置状況、研修受講履歴等を考慮して、計画的に研修を受講することができます。また、受講した内容は、伝達研修として職員会議で発表するほか、復命書の呈覧により関係職員に周知されています。さらに、中・長期計画においても「人材育成」の項目を設け、職員の資質や専門性の向上についての考え方を明記しています。</p>		
19	Ⅱ－２－（３）－③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>研修受講履歴などが記載された研修カードを作成し、職員ごとに習熟度を把握・管理しています。交代制の勤務であるため、1年間のうちに全ての職員に希望どおりの研修の機会を確保することは難しいとのことですが、勤務調整し可能な限り受講できるよう配慮するとともに、数年スパンで全ての職員が研修機会を得られるよう努めています。児童相談所と連携した内部研修の機会も作られています。さらに、国立児童自立支援施設が企画するスーパービジョン研修を受講する機会も確保されているほか、寮長や中堅職員によるスーパービジョンも機能しています。</p>		
<p>Ⅱ－２－（４） 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		

20	Ⅱ—2—(4)—① 実習生等の支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「実習生受入事務取扱要綱」が整備され運用されています。受入れは、コロナ禍の間は行っていませんでしたが、令和5年度から再開しています。しかしながら、実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成に関するマニュアル整備、専門職種の特性に配慮したプログラムの用意、指導者に対する研修の実施には至っていないようです。そこで、可能なものから取り組むとともに、受入れについての連絡窓口、保護者等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目についても、追記するなどの検討をしてみたいでしょうか。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—(1)—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ホームページを開設し、施設運営理念・施設運営基本方針、年間行事、「業務概要」等を公開しています。「業務概要」では、組織・職員について、児童処遇基本方針及び児童自立支援活動、前年度の主な実績、統計資料等を確認することができます。また、施設のパンフレットを作成し、児童相談所の要望に応じて必要な保護者や関係者に配布しています。</p>		
22	Ⅱ—3—(1)—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>県立の施設であるため、財務については出納局や監査委員による監査を受けています。また、支出に当たっては、出納員は配置され、出納局の審査を受けています。決裁等については、専決規程が運用されています。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—(1)—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「業務概要」に地域との交流についての考え方が示されており、地域でのゴミ拾いなどのボランティア活動を実施しています。また、町内会や更生保護女性会などの関係機関・団体に行事の案内を行い、地域交流を図っています。文化祭ではプロジェクターを利用した動画上映により、地域の方に施設の活動内容を紹介するなど、理解促進に努めています。</p>		

今後、買い物や通院等日常的な活動についても、定型的ではなく個々の子どものニーズに応じて、より地域における社会資源を利用する機会が増えることを期待します。		
24	Ⅱ—4—(1)—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受入れについて、「ボランティア活動受入要領」や留意事項等を整備しているほか、「みらい・日蓮宗社会強化事業スポーツ交流実施要綱」、「学生ボランティア学習指導実施要領」が策定されています。学生ボランティアは、弘前大学教育学部や青森大学の学生が来所し、それぞれ中学生、小学生と対象を分けて勉強をしています。</p>		
Ⅱ—4—(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>定期的に原籍校、児童相談所と情報交換を行っているほか、児童心理治療施設、児童養護施設、児童相談所、県本庁との連絡会議に出席しています。県とは連絡会議以外にも、普段からチャットで報告がすぐに行えるようになっています。また、各種行事の開催にあたっては、関係機関からの出席も要請しています。さらに、退所後の子どもの生活の見立てに基づいた、養育・支援の継続性を図るための関係機関・団体との連携、個々の子どもの状況に対応できる社会資源などの情報についても、職員間で共有されています。</p>		
Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設見学の受入れや研修講師の要請があった際は引き受けています。好奇心で見られる不安があり、地域に出ていくことは難しいという意見がありましたが、今後は地域への理解を進めるためにも、地域のイベント等に職員が参加してアンケートを実施する等、地域の福祉ニーズを把握するために主体的に動くことを検討してはいかがでしょうか。</p>		
27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>福祉ニーズに基づいた活動を行うことを念頭に、地区民生委員協議会や地区防犯協会と連携しています。今後は、主体的な地域の福祉ニーズ等を把握するための活動を通じて、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりに貢献できるよう期待します。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の支援

	第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。	

28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した支援の実施について、施設運営理念・施設運営基本方針に明示しているほか、「倫理綱領」、「児童のプライバシー保護に関する要領」、「児童等からの意見・要望・提案に関する対応要領」等を整備し、運用しています。また、外部研修への参加、「子どもの権利擁護委員会設置要綱」に基づいた委員会の開催、児童の関わりに関するアンケート調査や会議による評価、所内研修等、積極的な取組が行われています。</p>		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「児童のプライバシー保護に関する要領」が整備され、職員への研修により、場面ごとの配慮方法等について周知されています。ハード面では、全体的に老朽化が進んでいますが、施設の建て替え計画が進められ、その中でもエアコンの設置等、現在できる範囲で児童の生活空間を快適なものにするよう配慮した支援がなされています。</p>		
Ⅲ—1—(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>理念や基本方針、養育・支援の内容や施設の特性等を紹介した資料（パンフレットや「業務概要」）を準備し、ホームページに掲載しているほか、関係機関に配布しています。また、子どもが入所する際には、「子ども自立センターみらいのしおり」を作成し、保護者には入所式終了後、子どもへは初回寮長面接の場で、個別に丁寧な説明を実施しています。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>入所時に、子ども・保護者に対して施設を案内するとともに、「しおり」やパンフレットを用いて、支援内容などについて説明をしています。「しおり」にはふりがなを振り、読みやすいよう配慮されています。また、施設運営に必要な診療情報の提供、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルスワクチン接種については、同意文書が交わされています。なお、養育・支援の開始・過程における内容については、原則的に、措置の段階で子ども・保護者から同意が得られています。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>支援内容や措置変更は、児童相談所との協議後に行われています。また、家庭への移行等に当たっては、子ども・保護者の了解を得たうえで、「事後指導事業実施要綱」に基づきアフターケアを実施しており、その際事後指導の同意書を記入してもらっています。さらに、他施設等への措置変更があった場合には、児童相談所と連携し、措置変更先の求めに</p>		

<p>応じて、引継ぎ等に係る対応をしています。退所後の子ども・保護者からの相談については、アフターケア期間終了後も随時受け付けています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>各寮、毎月子どもとの話し合いの場が設けられ、聴取した意見や要望については、要領・手順に基づいて対応しています。また、月1回のアンケートの実施や嗜好調査、面接、子どもとの日々の関わりのなかで、子どもの満足を把握するように努めており、随時相談できる体制が整っています。結果は呈覧や職員会議で共有され、分析や対応協議がなされています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「苦情解決実施要綱」を策定し、苦情の解決を図るために委嘱された3名の第三者委員には、文化祭や卒業を祝う会等の行事にも参加してもらい、子どもが苦情等を述べやすい環境の構築を図っています。苦情箱の愛称を子ども・職員によるアンケートにより「みらいBOX」に変更し、設置個所も増やす等の工夫が見られます。今回、1件みらいBOXの利用がありましたが内容を検討し、第三者委員会は開催しなかったようです。今後は苦情解決の仕組みを有効活用するため、苦情のあるなしに関わらず第三者委員会を開催し、支援の質の向上のため意見を求めてみてはいかがでしょうか。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「児童等（保護者、又は家族も含む）からの意見、要望、提案に関する対応要領」を整備し、「意見、要望、提案に対する処理手順」に基づいて対応しています。月1回担当職員と子どもが面接する機会のほかにも、必要に応じてどの職員でも随時面談しています。また、子ども用の「しおり」に記載された相談方法についても、入所時に説明を行っており、子ども等が意見や要望などがあるときには、相談しやすいように面談室、会議室、寮舎の空き部屋を利用できます。保護者は、施設のほかに児童相談所等関係機関を通して意見や相談を述べることもできます。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「児童等からの意見、要望、提案に関する対応要領」を策定し、「意見、要望、提案に対する処理手順」に基づいて、適切に対応されています。相談や意見については寮会議や職員会議で共有され、対応協議がなされています。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマ	a・b・c

	ネジメント体制が構築されている。	
<p><コメント></p> <p>今年度から計画策定が義務化された「安全計画」において、緊急時の対応、不祥事発生の際の対応、避難訓練や安全に関わる職員研修計画等が取りまとめられています。この安全計画内の各マニュアルについては、随時職員会議等で評価・見直しが行われています。外部講師を招いて内部で実施してきた救命救急講習について、コロナ以降派遣できない状況のため、担当者を外部研修に派遣し、内部伝達研修で情報共有することとしています。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「安全計画」内で感染症対策マニュアルや避難計画が策定され、安全確保のための体制が整備されており、全体会議の場で情報提供されています。最近施設内で起こったマイコプラズマ肺炎の発生についても、マニュアルに沿って行われています。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「安全計画」の中で、災害発生時については「青森県災害時初動体制マニュアル」や「地震避難対応マニュアル」に基づくことが明示されています。また、「消防計画」が整備され、毎月の避難訓練と年2回の総合訓練を実施しています。さらに、栄養士により備蓄リストが作成、整備されています。</p>		

Ⅲ—2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「生活指導要綱」が定められ、標準的な実施方法が文書化されています。また、職員間で共有が必要な要綱・マニュアル等は「執務提要」としてまとめられ、全職員に配布されています。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>支援の実施内容は各会議の中で確認、協議、改善がなされ、「生活指導要綱」において支援の過程で必要がある場合に随時見直しが行われています。また、その際には、職員の意見を反映させ、見直した内容についても共通理解が図られています。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		
42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画	a・b・c

	を適切に策定している。	
<p><コメント></p> <p>「自立支援計画策定要領」が策定されており、計画策定の手順が明確となっています。また、アセスメントは毎月行われる児童の行動評価をもとに、寮担当者会議で行われています。自立支援計画は、アセスメント及び児童相談所からの援助指針をもとに作成し、指導課・総務課・分教室が参画する処遇会議に諮り決定しています。さらに、行動評価を作成する際は担当職員が児童との面談で行われ、児童にフィードバックされています。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「自立支援計画策定要領」に評価・見直しについても示されており、概ね3か月に1回実施されています。自立支援計画表については毎月の寮担会議で素案が出され、処遇会議で周知されています。見直しが行われた計画は適切に児童相談所へ提出されています。</p>		
Ⅲ—2—(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>定められた様式に基づき、適切に記録が行われています。また、職員朝会における申し送りや都度の引継ぎ、パソコンのネットワークシステムの利用、文書の呈覧や掲示により情報共有が行われています。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>各記録は「青森県個人情報保護条例」と「青森県公文書管理要綱」にもとづき、適切に管理されています。また、個人情報保護、文書管理についての研修は県が主体となり、年1回eラーニングで実施され、職員は全員受講する仕組みが定められています。</p>		

内容評価基準（25項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A—1—(1) 子どもの権利擁護		
A①	A—1—(1)—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利を保障するため、子ども自身を権利主体として尊重した支援の取組として、「子どもの権利擁護委員会」を設置しており、職員に対するアンケートや児童の権利</p>		

<p>に関わる内部研修を行っています。また、権利侵害の早期発見のための仕組みとして「みらいBOX(苦情意見箱)」を増設設置しています。</p>		
A②	A—1—(1)—② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの安全を確保する等の理由により、やむを得ず子どもに行動制限等をする場合は、「児童の個別指導に関する取扱い要綱」により実施しており、必要に応じて見直し(一部改正)も行われています。また、個別指導を行う場合は、その都度、児童相談所に情報提供をし、連携された対応が行われています。</p>		
A③	A—1—(1)—③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが自己や他者の権利について正しく理解できるようにするため、入所時の寮長面接の際に「子ども自立支援センターみらいのしおり」を配付し、相談方法や「みらいBOX(苦情意見箱)」へ意見投書等について説明しています。今年度は、苦情意見箱の愛称募集の過程で児童の権利について説明する機会が多く設けられたこともあり、「みらいBOX」へ投函された子どもの意見について真摯に対応されていました。また、入所に際しては児童相談所からも「子どもの権利ノート」の配付、説明が行われることになっています。</p>		
<p>A—1—(2) 被措置児童等虐待の防止等</p>		
A④	A—1—(2)—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設において子どもの人格を辱めるような行為を含め、軽微に考えられてしまう不適切なかかわりの防止と早期発見の取組として、基本的に職員複数体制で児童処遇にあたることとしており、不適切なかかわりが発生しないよう、職員会議において、随時所長より注意喚起と児童相談所主催の虐待防止に関する研修が行われています。また、不適切なかかわりが行われた場合は、「危機管理対策要綱」で指定されている「被措置児童等虐待対応マニュアル」で対応する体制が整えられています。</p>		
<p>A—1—(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活</p>		
A⑤	A—1—(3)—① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども自身が自らの生活を主体的に考え、実際に営むことができるよう発達段階に応じた生活習慣や生活技術の習得を含めた取組として「児童と職員の話し合い」が毎月開催され、自分たちの生活について提案を行える場が設けられています。また、分教室での委員会活動や年2回実施される意見発表会等、自らの生活を振り返り、意見を発表する機会が確保されています。12月のクリスマス会は企画・運営の大半を子ども達が行っており楽しみながら活動されています。</p>		
A⑥	A—1—(4)—① 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	a・b・c

＜コメント＞

退所後に子どもが安定した社会生活や家庭生活を送ることができるよう「事後指導事業実施要領」に基づき、退所後1年程度の期間は、電話や家庭訪問、学校訪問等のアフターケアを行っています。また、市内に家庭復帰した退所児童については、通院等により施設の近くまで来る際は、通所支援も行っています。退所児童のレスパイト等のための「短期宿泊支援」について、近年実績はないものの利用可能である旨、退所時に説明しています。

A—2 支援の質の確保

A—2—(1) 支援の基本		
A⑦	A—2—(1)—① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
子どもと信頼関係の構築に向けたかかわりや、集団生活の安定性の確保の取組、基本的なあり方として子どもに対して受容的、支援的にかかわることを支援の中心としています。具体的には、野球大会、臨海学校、文化祭、スキー教室、意見発表会や各種テスト等の行事に職員と一緒に参加したり、頑張りを見守ったりすることで様々な角度から子どもの良い点に気づき、それを本人に伝えて導く支援が提供できるよう意識して行われています。また、建物の老朽化に伴い、建て替えについて検討されていることから、家庭的雰囲気を出すため生活環境の創意工夫についても期待されます。		
A⑧	A—2—(1)—② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	a・b・c
＜コメント＞		
子どもの協調性や社会的ルールを尊重する気持ちを育てる取組として「児童と職員の話し合い」が毎月開催されています。子ども達からのルールに対する提案も受け入れており、子どもの提案に基づいてルールが撤回されたり変更されたりと活発な話し合いが行われています。その際、「なぜ、そのルールが必要なのか? なぜ、そのルールができたのか?」を、丁寧に経緯を説明し、理解を得るよう努めています。施設のルールづくりについては、子どもたちが参画することで他者の存在や自分と異なる考えがあることを認めて互いに協力し合う関係を構築し、他者への配慮等が体得できる機会が設けられています。		
A⑨	A—2—(1)—③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
子どもが入所前に行った行為(暴力・加害等)により被害を受けた人や自分自身、社会に対する影響や責任について考えるとともに子どもの人間性の回復に向けた取組として、実際に施設生活で発生したトラブル等に対して「児童の個別指導に関する取扱い要綱」に基づき個別指導を行い、作文指導や面接指導、作業指導等を通じて自身の問題に向き合うための支援が行われています。また、個別指導時は、子どものアセスメント等から従来までの悪循環の構図を可視化し、分かりやすく本人へ伝えることで自ら気づきを促すよう支援		

しています。		
A—2—（2）食生活		
A⑩	A—2—（2）—① 食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a・b・c
<コメント> 子ども達全員に「みらいの食事に関するアンケート」を実施し、アンケート集計結果は直近の給食会議(毎月開催)に報告され、速やかな検討や改善が行われる体制ができています。また、栄養士が配置され、嗜好調査(6か月/一回)、栄養摂取量や検食状況の管理、個々の子どものアレルギーについて共有されています。食事をおいしく楽しく食べるための取組として、食卓は季節に応じた飾りつけや、行事食、郷土料理が提供される等、食文化に配慮した提供が行われています。		
A—2—（3）日常生活等の支援		
A⑪	A—2—（3）—① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a・b・c
<コメント> 衣生活支援の施設の取組として、入所時に新品の衣類一式を支給し、季節や体に合った清潔で新しい衣類を着用していただき、衣習慣を習得できるよう支援しています。夏季・冬季に使用する衣類やウインドブレーカーやベンチコート等も支給しており、TPOに合わせた服装について支援が行われています。また、退所が近づくと段階に応じて個別支援が行われています。		
A⑫	A—2—（3）—② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	a・b・c
<コメント> 居室等施設全体が生活の場として安心・安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮されたものへの施設の工夫や取組として、以前は一部のみのエアコン設置でしたが、熱中症対策として今年度新たに全室エアコン設置が整備され快適な生活が送れるよう改善されました。また、現在、老朽化に伴い建て替えについて検討をしており、従来まで培ったノウハウが生かされた居場所づくりが期待されます。		
A⑬	A—2—（3）—③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a・b・c
<コメント> スポーツ活動や文化活動を通して健康な体づくり、忍耐力、責任感、協調性の醸成等の心身の育成を図り、達成感を通して自己肯定感の向上を図るための取組として、放課後活動では6月野球大会、9月バトミントン北奥羽交歓会を目標とし、技術の向上はもちろん、チームプレーのために自分にできることは何かを考え、自分と向き合うことで生まれた結果に満足感を得られるよう支援しています。また、体育授業の成果を発揮する7月所内柔道大会、冬季に実施するスキー教室等の各種イベントを通じて、自身の成長を実感しつつ、チームワークを学ぶことができるよう支援しています。		
A—2—（4）健康管理		

A⑭	A—2—（4）—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理について定期的な健康診断のほか、定期的に嘱託医や心理療法担当職員、その他の職員等とカンファレンスを行い、子ども一人ひとりの特性や健康状態を確認・把握をしています。「感染症対策マニュアル」「食中毒対応マニュアル」が整備され、万が一、感染症等に罹患した場合も、蔓延防止のための隔離療養する環境も整備され、適切に対応されています。</p>		
A⑮	A—2—（4）—② 身体の健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>発達段階に応じて、子ども自らが身体の健康や安全に関する自己管理を行うことができるよう、日課の中で下校時のうがい・手洗いの励行と毎日の洗顔・歯磨き、月一回の理髪（原籍校の基準により）、随時の爪切り等について発達に応じて自ら行えるよう支援しています。日常的に発生する軽微な怪我や筋肉痛、風邪等の疾病については看護職員の配置がないものの職員が処置し、同時に周囲の子どもたちに対して基本的な疾病や怪我に対する対処方法や予防方法等を助言しています。また、定期的に SST 講座等で健康に関するテーマを取り上げ健康や安全について自己管理ができるよう支援しています。</p>		
A—2—（5）性に関する教育		
A⑯	A—2—（5）—① 性に関する教育の機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの性に対する正しい理解を促すための取組について、性に関する教育の機会として、入所時に心理教育の一環として実施するとともに、月一回各寮（男女別）で行い、全4回の内容を繰り返し行っています。人として生きていくために必要な人間の体と心の全体について子どもが学習できるよう具体的かつ定期的に行われています。また、今年度はLGBTQに関する職員研修について外部講師を招いて行っています。</p>		
A—2—（6）行動上の問題に対しての対応		
A⑰	A—2—（6）—① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>暴力やいじめなどの問題行動に対しては、「児童の個別指導に関する取扱要綱」に基づき個別日課による問題行動の振り返りが行われています。性暴力については「性的問題行動発生時対応マニュアル」に基づき対応し、発生時は児童相談所と連携し、聴取、協議等により対応しています。年一回、所内研修において性的問題行動発生時の対応を確認するとともに、口論やいじめについては職員が早期介入することで暴力に至らないよう支援しています。</p>		
A⑱	A—2—（6）—② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	a・b・c

<コメント>		
<p>子どもに暴力、不適応行動、無断外出等の行動上の問題があった場合や日常的な対応について、入所協議の際に措置児童の特性についてのアセスメントを職員間で情報共有しています。器質的な問題、愛着形成上の問題等の特性が、子どもの対人関係にどのようにかわってくるのかアセスメントすることで、子どもに起きている悪循環の構図が見えてくるため寮担会議で共有し、ポイントを統一した支援方法等により問題行動の発生防止に努めています。また、問題行動が発生した場合は「児童の個別指導に関する取扱要綱」に基づき対応しています。</p>		
A-2-(7) 心理的ケア		
A⑱	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<コメント>		
<p>心理的なケアが必要な子どもに対する心理的な支援について、常勤の心理療法担当職員が配置されており、定期的な心理面接や心理検査が行われています。心理検査結果等について嘱託医と心理療法担当職員、その他の職員等で意見交換が行われ、ケースカンファレンスへの助言や情報提供も行われています。また、毎月の職員会議や処遇会議等において職員にフィードバックする体制が構築されており、会議欠席者には呈欄による周知が図られています。</p>		
A-2-(8) 学校教育、学習支援等		
A⑳	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a・b・c
<コメント>		
<p>個々の子どもに対する生活支援、学習支援、進路支援についての問い合わせや学校との連携および相互協力については、同一敷地内に分教室と各寮(男女別)があり、建物内でも教職員と施設職員の職員室も向い合せのため、連携がスムーズに行われる環境にあります。施設と分教室は毎朝の職員朝会、職員会議、連絡会議等のほか、毎日の授業へ施設職員の見守りにより密に情報共有が行われています。また、原籍校とも年一回の「出身校連絡会議」や「意見発表会」「文化祭」等を通じて退所後の支援を見据えて、子どもの現況を情報共有できるよう連携が図られています。</p>		
A㉑	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<コメント>		
<p>施設における学習環境の整備と学習支援について、子どもの個々の学力に応じた支援が分教室、施設各々で行われており、近年は子どもの学力の伸びが顕著となっています。また、以前から行っている学生ボランティアも年々増えており、小学生と中学生に分けて月一回、土曜日の午前に学習支援が行われています。受験生には11月から休寮となっている空間を利用した生活空間を準備し、受験に集中できる環境整備が行われています。</p>		
A㉒	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a・b・c
<コメント>		

<p>職場実習や職場体験等の機会を通じた職業観の育成に対する取組として、近年、中学卒業後に就職を希望する子どもはなく、中卒児童の受入れも行っていないため、職場実習は行われていません。また、作業指導は職業指導員が施設敷地内の畑やリンゴ等の農作物の収穫等の体験を支援しています。今後、中学卒業後の就労希望があった場合は、関係者間の連携と社会資源を利用した職場体験や職場実習等の導入について検討が望まれます。</p>		
A⑳	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学校を卒業する子どもの最善の利益にかなった進路の自己決定に向けた支援について、分教室で行われる「進路アンケート」により、定期的に保護者・子どもの意向を確認しています。現実検討の難しい子どもも多いため、行事終了後の時間を使い、保護者、児童相談所、分教室、施設職員が参集する場を設けて学力や子どもの意向等の判断材料を提示し最終決定が行われています。また、中卒児、高校生の受入れは設備・人員により行われていませんが今後については、現在、建て替えが検討されていますので、高校生等の受入れを含めた多様な受け入れと、子どものニーズに応じた社会経験が積めるよう配慮した進路支援等の体制構築が期待されます。</p>		
<p>A-2-(9) 親子関係の再構築支援等</p>		
A㉑	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>親子関係再構築の取組は児童相談所が主体となり取り組みますが、施設としては入所時のアセスメントに基づき、親子関係の再構築等に向けて自立支援計画に具体的な目標を立て支援をしています。具体的には、施設内の空間を利用した親子指導の場に臨席し情報提供したり、子どもの親子関係改善のため、面会や一時帰省の機会を通じて子どものポジティブな変化や効果的なかわり方等について情報提供をしています。また、ケースによっては退所後のアフターケアによる家庭訪問において、保護者への助言指導を行うこともあります。</p>		
<p>A-2-(10) 通所による支援</p>		
A㉒	A-2-(10)-① 地域の子どもに対する通所による支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>通所については実施されていないため、本評価基準は非該当となります。</p>		